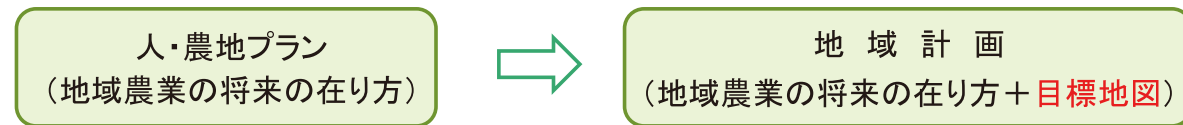


市では、地域の農業・農地の課題解決に向け、皆さんと一緒に、関係機関（農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区など）一体となって、「**地域計画の策定とその実行**」に向け、取り組んでいきます。

地域計画とは

令和5年4月1日に施行が予定される農業経営基盤強化促進法の改正によって、人・農地プラン※1は「地域計画」と名称を変えて同法に位置づけられます。



地域計画は、概ね10年後にめざす地域の農地利用の姿を明確化した設計図のようなもので、地域の農地所有者や担い手、地域住民なども交えた話し合いをもとに策定されます。特に今後、地域で営農または生活していく後継者などの若い方の参加が大切です。

担い手がない地域では、地域計画にその旨を記載し、地域外から新たな担い手を地域に呼び込むために活用しましょう。

※1 「人・農地プラン」とは、地域の農業者や関係者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体や地域の農業の将来の在り方等を明確にして、市町村から公表される計画のこと。

地域で話し合いたいとお考えの際は、伊佐市農政課にお尋ねください（0995-23-1311）。また、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員さんにご相談ください。

農地の貸し借りは「農地バンク」(農地中間管理事業)を活用しましょう

農地中間管理事業は、農地の貸し借りの方法です。県知事から指定を受けた公的な機関（農地バンク）が市町村と連携し、貸し借りの調整をします。賃借料は、農地バンクが徴収・支払を行います。

農地を貸したい人

- ・契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- ・賃借料は決まった時期に農地バンクが所有者指定口座に振り込みます。

農地を借りたい人

- ・契約が一本化され、賃借料の口座引落手数料は農地バンクが負担します。
- ・農地集積・集約することで、農作業の効率化や生産性の向上が図られます。

- 注1 再生不能な遊休農地など、利用が著しく困難な農地等はお取扱いできません。
注2 相続未登記の農地は、法定相続人の持ち分の過半の同意があれば貸し借り可能です。
注3 賃借料は、地域の相場を基本とし、所有者・耕作者間で協議の上設定します。
注4 契約期間の途中で解約する場合は、所有者・耕作者・農地バンクの3者で合意が必要です。

リーフレットに関する
問合せ

伊佐市農政課担い手支援係 〒895-2701 鹿児島県伊佐市菱刈前目2106
TEL 0995-23-1311 / FAX 0995-26-1244

伊佐市で耕作している方、 農地をお持ちの方へ

令和5年4月から
地域計画を
作ります

あなたの農地

将来、誰に引き継ぐか一緒に考えましょう

- 10年後の農地を誰が利用し、どうまとめていくか
- 地域の農業をどのように維持・発展していくか
 - ➡農地の所有者・耕作者を対象に意向調査を実施します（令和5年夏頃～）
 - ➡市内各地で話し合い活動を実施します（令和5年秋頃～）

皆さんで意見を出し合い、地域一体となって話し合いましょう

地域主体で課題解決に取り組みましょう

- 農地を貸したいけど、受け手が見つからない
- 農地を借りたいけど、誰が相続しているのか分からない
- 隣の荒れている農地からの影響が心配で、対応に困っている

ぜひ、協力してください。みんなで地域農業を守りましょう

詳細はコチラから

地域計画

検索



市農政課や農業委員会などの関係機関一体となって地域計画の作成を支援します

1 アンケートや戸別訪問による意向把握 (所有者や耕作者)

将来の農地利用を正確に予測するためには、全ほ場の農地所有者または耕作者の概ね10年後の農地利用に関する調査を行う必要があります。

農地の出し手（所有者）と受け手（耕作者）の意向を把握するため農業委員会の持つ情報を確認し、必要に応じて関係機関が次のような調査を行います。

関係機関が行う調査例

- 市農政課
 - 新規就農者の動向・意向の把握
- 農業委員会
 - アンケート・戸別訪問、意向把握
- その他関係機関
 - 部会等を通じた意向の確認
 - 総会等を活用した意向の確認

アンケートで聞きたいことは

- ①年齢 ②農業後継者の有無 ③今後の農業経営の意向
④今後の農地利用の意向 など

- ①自ら耕作 ②後継者に移譲
③引続き貸出し
④貸したい ⑤売りたい ⑥その他

- ①日当たり良い ②日当たり悪い
③排水良い
④排水悪い ⑤暗渠有 ⑥暗渠無し
⑦鳥獣被害有 ⑧鳥獣被害無し
⑨その他

●農業委員会によるアンケート案

例

農地利用の意向に関するアンケート

住所 _____ 氏名 _____
電話 _____ 年齢 _____ 歳

●農業経営の今後についてどのようにお考えですか

- 1 規模拡大したい → []年以内
- 2 現状の規模を維持したい
- 3 規模を縮小したい → []aから[]aへ
- 4 近い将来、農業をやめたい → []年後
- 5 農地は所有しているが、農業は行っていない
- 6 その他 []

●後継者はいますか

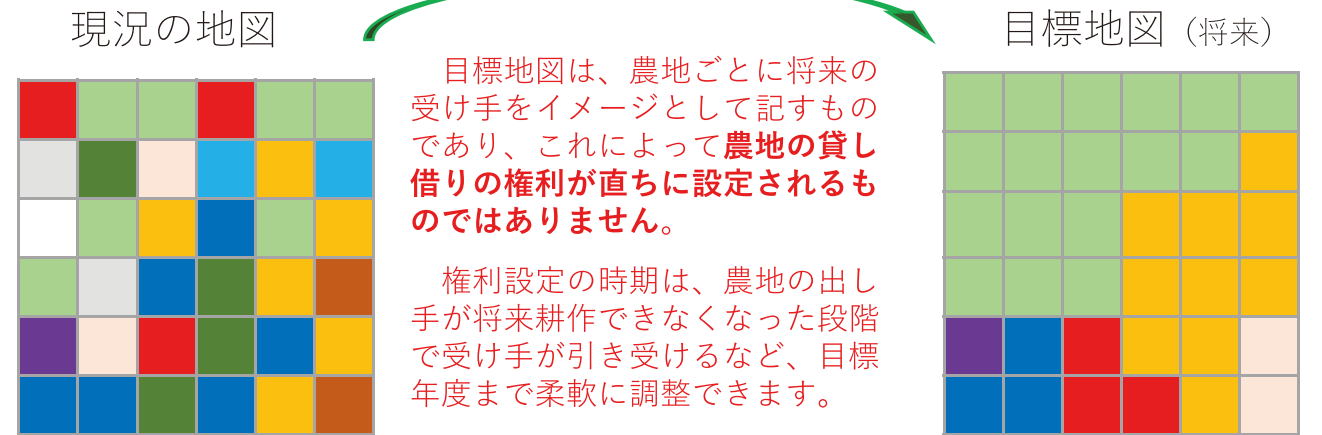
- 1 家族・親戚
- 2 認定農業者や集落営農組織・法人
- 3 後継者はいない
- 4 その他 []

●農地毎の利用意向について教えてください

地番	地目	面積 (a)	意向番号	農地の現況	基盤整備希望
イサノ1-23	田	6.2	①	①⑤⑦	有・無

2 目標地図の作成 (農業委員会)

アンケートなどの意向確認で得られた情報をもとに、出し手（所有者）と受け手（耕作者）を組合わせ、地域の実情に応じた概ね10年後の目標地図案を作成します。地図をつくることで、集落の農地利用を客観的に把握することができます。



地域の皆さんの努力で守り続けてきた農地を次の世代に引継ぐため、農作業をしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことができる農地の集約化等の実現をめざします。

4 地域計画の取りまとめ・公表 (市農政課)

「地域計画」は、地域の皆さんの話し合いの内容を市町村が取りまとめて公表します。

- ①地域農業の将来の在り方
- ②農用地の利用目標（農用地の利用方針、集団化目標）
- ③目標達成のための措置（農用地集積の取組、各種対策）
- ④目標地図（一筆毎の将来の受け手を取りまとめます。）



地域計画の策定は、地域の農業を維持・発展していくためのスタート地点です。策定した計画を実行し、評価・見直し、そしてまた実行という手順を継続していく必要があります。

3 話し合い活動の実施 (地域の皆さんと関係機関)



「地域計画」は農業経営基盤強化促進法の改正(令和5年4月施行)により、令和7年3月までに策定することとされています。